

旭川市農業委員会農地等の利用最適化の推進に関する指針

平成29年8月25日策定
令和2年7月30日改定
令和5年3月27日改定
旭川市農業委員会

旭川市農業委員会は農地利用の最適化に取り組むため、農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき、具体的な目標と推進方法、達成状況に対する評価方法を次のとおり定める。

なお、この指針は、原則として、農業委員の改選期に合わせて、3年ごとに検証・見直しを行うほか、農地利用の最適化の推進の状況その他の事情を考慮して必要があると認めるときにも検証・見直しを行う

また、今回、令和4年12月28日付け農調第1123号北海道農政部農業経営局農地調整課長通知及び令和4年12月26日付け北海道農政部農業経営局農地調整課長宛農林水産省経営局農地政策課経営専門官（農業委員会担当）通知に基づき、令和5年4月1日施行の改正農業委員会法の内容を反映させるため、令和4年度旭川市農業委員会第4回総会（令和5年3月27日開催）において、目標の達成状況の評価の方法を定めることとした。

なお、単年度の具体的活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」によるものとする。

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
策定当初 (令和5年4月)	13,700ha	4.0ha	0.030%
現 状 (令和5年3月)	13,700ha	0.9ha	0.007%
目 標 (令和8年3月)	13,600ha	0.9ha	0.007%

【目標設定の考え方】

現状の遊休農地面積は0.9ha、遊休農地の割合は0.007%で、極めて良好な水準である。

一方で、本市の農業経営体数は減少傾向にあり、今後も農業者の高齢化や後継者不足による離農者の増加に伴う新たな遊休農地の発生が懸念されており、国の制度変更による影響も不透明な中、現状の水準を維持することも不明確な状況ではあるが、農地の適正化の推進という観点から、今後も現在の遊休農地面積0.9haを維持することを目標

とする。

なお、農地面積については、農水省の令和4年度面積調査で、これまで過去5年以上増減の無かった田本地面積が100ha減となっていることから（畑は増減なし）、今後3年間においても高齢化や後継者不足による耕作放棄等により、少なくとも同程度の減少があると見込み、100ha減となる13,600haとした。

以上から、遊休農地の割合0.007%を目標値とする。

(2) 遊休農地発生防止・解消の具体的な推進方法

ア 遊休農地の早期発見、発生防止について

優良農地の確保と保全に努め、農地の有効利用対策に取り組み、遊休農地の発生防止と解消対策の一層の強化を図るため、農地法第30条の規定による農地利用状況調査を実施し、遊休農地を早期発見する。

イ 利用意向調査について

利用意向調査の実施により農地所有者の意向を把握し、農地中間管理機構や他関係機関と連携し、遊休農地の解消を図るよう支援する。

(3) 遊休農地発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集 積 面 積 (B)	集 積 率 (B/A)
策定当初 (令和5年4月)	13,700ha	12,604ha	92.00%
現 状 (令和5年3月)	13,700ha	12,708ha	92.76%
目 標 (令和8年3月)	13,600ha	12,751ha	93.76%

【目標設定の考え方】

現状の集積率は92.76%で、「農林水産業・地域の活力創造プラン」で2023年度までの目標とされている80%を大きく上回り、前回設定した目標値の92%も上回っており、極めて良好な水準である。

一方で、農業者の高齢化や後継者不足等による農地の処分に伴う分散化が懸念されており、国の制度変更による影響も不透明な中、遊休農地と同様、現状の水準を維持することも不明確な状況である。

そのような状況においても、農地の集積率向上は地域農業の発展に不可欠なものであることから、現状の集積率から1%（集積面積では43haに相当）の増となる93.76%を目標値とする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

- ア 関係機関と連携を図り、農地中間管理事業、農業経営基盤強化促進事業、農地移動適正化あっせん事業等の積極的な活用促進と、地域における農地利用集積に向けた調整とあっせん活動を実施し、農地の担い手への利用集積、分散した圃場の解消などにより農地の利用最適化の推進を図る。
- イ 農業の大規模化への対応として、農作業の省力化のためICT化推進、人材確保、圃場整備のための基盤整備事業について、農業委員会法第38条に規定する市長に対する農業委員会の意見の提出等を通して要望活動を継続していく。
- ウ 目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定めるための農地利用に関するアンケートや地域の話し合いを通じて農地の出し手と受け手の意向を把握し、スムーズに農地の利用集積・集約化を図る。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」とおりとする。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数 (新規参入者取得面積)
策定当初 (令和5年4月)	10人 (13.50ha)
現状 (令和5年3月)	13人 (21.84ha)
目標 (令和8年3月)	16人 (27.84ha)

【目標設定の考え方】

新規参入者数については、前回の目標値10人を上回る13人となったが、令和2年度、3年度はともに1人であることから、3年後の目標についてはこれまでの目標どおり年間1人とし、新規参入者3人を目標値とする。

取得面積については、過去3年間の1人当たりの平均取得面積である2haとして算出する。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

- ア 新規参入希望者の農地の取得等の相談対応を行うとともに、関係機関と連携し融資制度・研修制度等の情報提供を行う。
- イ 新規就農者が担い手として継続して営農していくため、農業経営に関し関係機関と連携し、指導・支援等の経営対策を推進する。
- ウ 青年等就農計画の審査・助言等を行う。

(3) 新規参入の促進の評価方法

- 新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。
- 単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。